

堺市民芸術文化ホール及び堺市翁橋公園 指定管理者候補者選定基準（審査表）（案）

条例に定める指定の要件	審査項目	審査の視点	配点	計
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 1 号) (公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	① 管理運営の基本方針	管理運営の基本方針が、施設の使命、当該業務の目的を的確に認識し、また、堺市基本計画 2025、自由都市堺文化芸術まちづくり条例及び第 2 期堺文化芸術推進計画、劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 6 月施行）及び法に基づく文部科学大臣告示の指針に記載されている内容（劇場・音楽堂等は教育機関や福祉施設等との連携、専門人材の養成、文化芸術の創造活動の実施や鑑賞機会の提供など、文化芸術活動に対してしっかりと公共的見地からの取り組みを進めること）が具体的に示されているか。	15	20
	② 都市の活性化への寄与	地域住民や周辺事業者等との連携による都市の活性化への寄与についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	③ 平等利用・安全の確保	市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。	5	
(2) 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 2 号) (公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	① 安定的な経営資源	当該管理業務を行っていくために必要な経営資源（ヒト、モノ、カネ、資格・ノウハウ等）を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。	15	25
	② 財務規模、組織状況	事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。		
	③ 事業実績	類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	10	
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 3 号) (公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	① 利用者・利用者ニーズの把握	当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。	10	15
	② 個人情報保護、情報公開の考え方	個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。		
	③ 人権尊重の考え方	人権尊重の考え方が適切か。		
	④ 障害者等への考え方	障害者や高齢者、子どもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	⑤ 広報・モニタリング計画	利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切かどうか。使用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。	5	
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 4 号) (公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	① 休業日、開館時間の考え方	休業日、開館時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。	5	20
	② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画	適切な人員配置（障害者、高齢者等を含む）がなされているか。長期的視点のもと専門人材の育成・確保が図られているか。	5	
	③ 利用料金の考え方	収益性の確保を前提として、市民が利用しやすい料金になっているか。利用料金の還付、減免に対する考え方は適切か。	5	
	④ 苦情対応の考え方	利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。	5	
	⑤ 非常時対策	非常災害時等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。		
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 5 号) (公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	① 目標設定	当該施設の設置目的を的確に理解し、(1)①に記載している公共的見地を踏まえたうえで具体的な目標を設定しているか。	10	75
	② 目標達成の方策	上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。		
	③ 文化芸術振興事業の実施計画	公演事業、人材養成事業、普及啓発事業、諸室活用事業は、公立文化施設の役割（公益性）をはじめ、新施設のコンセプト（芸術文化による感動・喜びを通じた都市魅力の創造・発信）を的確に理解したうえで、事業を企画しているか。具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。	30	
		フェニーチェ堺周年事業は、ホールの周年を祝い、市内外に周年を告知するに相応しい事業企画となっているか。	5	
	④ レストランの運営計画	飲食の提供による利便性の向上のみならず、ホールとの一体的な運営により憩いの空間の提供及び賑わいに寄与する内容となっているか。その収支計画は適切か。	5	
	⑤ 翁橋公園の維持管理・活用事業の計画	緑豊かな憩いの場及びホールのアプローチ空間として良好な環境を維持する管理計画となっているか。また、施設全体の活性化に寄与する活用事業内容となっているか。	5	
	⑥ 周辺市街地活性化に資する事業の計画	計画に具体性、実現性があるか。多様な主体と連携した計画になっているか。	15	
	⑦ 自主事業の実施計画	自主事業に具体性、実現性、独創性があるか。その収支計画は適切か。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。	5	
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (ホール条例第 19 条第 3 項第 6 号) (公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	① 経費削減等の考え方・方法	国等の補助金や協賛金の獲得などによる財源確保や費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。	20	20
	② 収支計画	収支計画は適切か。それは(1)①に記載している公共的見地を踏まえたうえでの内容か。		

条例に定める指定の要件	審査項目	審査の視点	配点	計
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 （ホール条例第 19 条第 3 項第 7 号） （公園条例第 27 条第 3 項第 7 号）	① 障害者等就職困難者の雇用	障害者等の就職困難者の雇用、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	13	25
	② 市内経済の活性化	市内業者の活用や地元住民の雇用等の考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	③ 地域振興、地域コミュニティの醸成	地域団体、地域住民、NPO との協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	④ 環境問題への取組	省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	⑤ 市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）	次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに 4 点ずつ付与 1 障害者の雇用状況報告義務があり令和 4 年の報告時に法定雇用率以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者(*)を 1 人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合 2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく認定を受けている場合 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合 4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） 5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づき、65 歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行っている場合 6 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） 7 ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES ステップ 2 の登録又はエコステージ（レベル 3）の認証のいずれかを受けている場合 (*) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	12	
合 計			200 点	200 点